

太宰府市携帯基地局設置条例

## 市議が制定を提案

「市の紛争防止策不十分」

30日開会の太宰府市議会に「市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例」案が議員提案された。市は「住民紛争等の防止に向けた実施方針」を7月に作ったが、「具体的手続きや結果に対する責任などの記述がなく、紛争防止には不十分」というのが条例制定を求

める理由。市は「国が義務化していないものを条例で定めるのはいかげなものか」と消極的で、議会がどう判断するか注目される。提案したのは門田直樹市議。条例は、紛争防止のため①着工60日前までに事業計画書を提出②40日前までに住民説明会を開き、住民

は意見書を提出できる③計画書の未提出には市長が勧告できる——などとしている。

市の実施方針は①市は周辺住民と事業者との紛争の防止、調整に努める②事業者は説明を求められた場合、説明会を開き、誠意をもって解決にあたる——という簡素なもの。市は「国の電波防護指針を守って事業運営されている。条例を定めて規制をかけるのはどうか。ただ、住民に不安

がある以上、実施方針を定めて対応していく」と話している。

電磁波の健康影響について、総務省の生体電磁環境研究推進委員会の報告書(07年4月)は「現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波で、健康に悪影響を及ぼす証拠は認められない」としているが、世界保健機構(WHO)が10年に30歳以上の大人について実施した国際調査結果として、携帯電話を長期間

(累積1640時間)使用した場合は脳腫瘍のリスクが大きくなることを認めた。

市内には約130の基地局がある。小中学校近くでの建設が問題となり、昨年12月議会では「安心安全の見地に基づき携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」が採択され、条例の制定、教育施設への配慮、説明会の実施などが求められた。

【勝野昭龍】